

日本農業工学会 細則

昭和63年5月 6日一部改正
平成 4年5月12日一部改正
平成 6年5月13日一部改正
平成 8年5月10日一部改正
平成11年5月21日一部改正
平成13年5月18日一部改正
平成20年5月9日一部改正

第1章 会員

- 第1条 正会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書に次の事項を記入し、又は書類を添付して提出する。
1. 団体名
 2. 本部事務所の所在地及び電話番号
 3. 定款及び諸規定
 4. 団体の経歴の概要
 5. 役員に氏名・主要勤務先及び職務
 6. 最近における各種別会員の数
 7. 最近1年間の刊行雑誌・図書の表題・発行周期・大きさ・頁数・発行部数
- 第2条 維持会員及び国際会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書所要欄に記入して提出する。
- 第3条 入会者は承認通知を受けて後、会費を納めて資格を得る。
- 第4条 会員は、申込書記入事項に変更のあった都度本会に届けなければならない。ただし、正会員にあっては第1条第6号及び第7号は毎年1回の届け出とする。

第2章 役員・代議員・委員・名誉顧問及びフェロー

- 第5条 理事会は役員候補者を選考し、総会に提出する。
- 第6条 理事会は正会員ごとに各1名の役員候補者の推薦を受け、この中から会長・副会長・理事・監事候補を選考し、総会提出案を作成する。
2. 会長は、前項にかかげる理事以外に、理事候補2名以内を推薦し、総会の承認を得て、理事とすることができる。
- 第7条 代議員は正会員及び維持会員の推薦によって会長が委嘱し、その任期は3年とする。ただし、交替した場合の後任者の任期は残存期間とする。
- 第8条 代議員の数は次の基準による。
1. 会員1000名以下の正会員にあっては1名
 2. 会員1000名を超える正会員にあっては次の区分による合計数
 - 1) 会員1000名までにつき1名
 - 2) 会員1000名を超える数につき2000名区切り毎に1名
 3. 団体のみで構成される正会員にあっては、構成団体数を会員数とみなす
 4. 維持会員にあっては1名
 5. 国際会員にあっては、所属正会員別に30名区切り毎に1名

第9条 理事会は次の区分により会務を分担する。
庶務・会計・国際・事業

2. 会長は理事のうちから事務局長を指名し、会務の円滑な運営及び理事会から委任された事項の処理に当たらせることができる。

第10条 本会は必要に応じ各種の委員会を置くことができる。

委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第11条 本会に名誉顧問及びフェローをおくことができる。

1. 名誉顧問は理事会の推薦によって会長が委嘱する。名誉顧問は理事会の諮問に応じ、助言することができる。
2. フェローは理事会の議を経て授与される。フェローは役員ではなく、顕著な功績のあった者を顕彰する称号である。日本農業工学会が返還を求めない限りフェローの称号を保持することができる。

第3章 表彰

第12条 本会は事業に貢献した団体・個人を表彰することができる。

表彰は理事会の議を経て以下の条項について行う。

1. 本会が主体的に企画・運営した学術的行事における参加学協会等団体
2. 特に功労のあった個人

第4章 会費

第13条 会費は予算に基づき、次のとおり分担せしめる。

1. 正会員
均等割と代議員数割とし、予算作成の際に夫々の額を定める。
2. 維持会員
年額2万円とする。
3. 国際会員
国際農業工学会への個人当納入額に事務経費を加算した額とする。

第5章 細則の改訂

第14条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受ける。

付則

1. この細則は、総会の議決のあった日から施行する。